

神奈川県情報公開条例第22条第1項第5号
に規定するその他実施機関が定める事項

平成22年6月1日

選挙管理委員会告示第55号

神奈川県情報公開条例（平成12年神奈川県条例第26号）第22条第1項第5号に規定する
その他実施機関が定める事項を、選挙管理委員の交際費の執行状況と定めた。